

コミュニティセンターを利用される皆様へ
 ～ 10月1日から使用料が変更になります ～

消費税率引き上げに伴い、コミュニティセンターの使用料につきまして、
令和元年10月1日から、消費税相当分を8%から10%に改定した新使用料と
 させていただきますのでお知らせいたします。

改定の適用日 : 令和元年10月1日(火曜日)申請分から

使用料の改定内容

(単位:円)

区分	改定料金(基本) (10月1日から)			現行料金(基本) (9月30日まで)		
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30
催事室	880	1,100	1,650	860	1,080	1,620
研修室	440	660	1,100	430	640	1,080
会議室	440	660	1,100	430	640	1,080
和室	440	660	1,100	430	640	1,080

※ 市民以外の方が使用する場合は、所定の使用料の100分の100に相当する額を加えた額となります。

※ 令和元年9月30日までに利用の申請手続きが済んでいる場合は、利用日が令和元年10月1日以降でも現行の料金を適用します。

袋井市役所 協働まちづくり課 コミュニティ活動推進室

☎ 0538-44-3158 (直通)

浅羽東コミュニティセンター

☎ 0538-23-7470

